

## 警察署協議会会議録

小倉北警察署協議会

開催年月日時	令和 7年 7月31日 午後 4時00分 から 令和 7年 7月31日 午後 5時30分 まで	
開催場所	小倉北警察署 8階大会議室	
	警察署協議会	会長以下 12名
出席者	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、交通管理官、刑事管理官、警備管理官、総務第二課長
議事概要		
<b>【会長挨拶（要旨）】</b> 盛夏の中、恒例の小倉祇園太鼓が盛大に開催され、小倉の街は今年も多くの人で賑わった。 連日、気温30度を超える猛暑にも関わらず、多くの警察官が警戒に従事し、大きな事件事故の発生はなかったと聞いている。 また、7月30日、依然として多発しているニセ電話詐欺の抑止を目的に、JR小倉駅前で、北九州市と北九州地区警察署が合同で実施したニセ電話詐欺防止キャンペーンに少年補導員として参加し、啓発活動を行った。 当分の間猛暑が続くが、暑さ対策を行い、熱中症に十分留意しながら、引き続き市民に寄り添った警察活動をお願いする。		
<b>【署長挨拶（要旨）】</b> 小倉北区では、小倉祇園太鼓やラグビーの国際大会が開催され、参議院議員選挙の街頭演説や各党の代表等による応援演説等の警護で小倉北署は多忙を極めたが、署員一丸となり滞りなく業務を推進している。 本日の協議会では、この半年の小倉北警察署の業務や活動について報告させていただく。 皆様の忌憚のない御意見を伺い、今後の業務の参考とさせていただきたい。		
<b>【報告事項】</b> 1 小倉北警察署の治安概況について（令和7年1月から6月） (1) ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進 (2) 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進 (3) 飲酒運転・交通事故抑止対策の推進 (4) 性暴力・児童虐待への的確な対処 (5) サイバー空間の脅威への的確な対処 (6) 重要凶悪事件の徹底検挙 (7) 災害・テロの脅威への的確な対処		

## 議　事　概　要

### 2 福岡県警察の暑熱対策について

#### 【質疑応答】

- 委員より、「覚醒剤や大麻等の薬物使用事犯について、男女で違いがあるのか。」旨の発言があり、刑事管理官から、「正確な統計はないものの、暴行、傷害等の粗暴犯と比較すると、薬物事犯検挙者に占める女性の割合が多い。」旨の説明があった。
- 委員より、「警察官を装ったニセ電話詐欺では、犯人が警察官であることを信じさせるため、ビデオ通話やメッセージアプリで警察手帳や逮捕状の画像を見せるという説明があったが、その後どのようにして金銭の振り込みに至るのかお尋ねしたい。」旨の発言があり、生活安全管理官から、「警察官騙りのニセ電話詐欺では、警視庁や他県警の警察官を名乗る者から『あなたの銀行口座が犯罪に使われている』『あなたの携帯電話が犯罪に利用されている』等犯罪関与の疑いを示唆する電話が架かってくる。動搖する被害者をSNSに誘導して、警察手帳や逮捕状を示して信用させ、口座凍結や資金調査名目で指示した口座にインターネットバンキングで現金を振り込ませたり、現金や金(きん)を用意するよう指示し、犯人グループの者が取りに来て騙し取るというのが最近の手口である。」旨の説明があった。
- 委員より、「ニセ電話詐欺の犯人グループは検挙されているのか。」旨の発言があり、生活安全管理官から、「全都道府県警察に『特殊詐欺連合捜査班』を設置し、全国の警察が共同して捜査を行う体制を構築している。連合捜査班による摘発により逮捕された犯人グループもあるが、次から次に新しいグループができる。犯罪グループは、SNSや求人サイト等を利用して新たな実行犯を募ってニセ電話詐欺等を敢行しているため実態解明が困難であり、増加の一途を辿っているというのが現状である。」旨の説明があった。
- 署長から、「ニセ電話詐欺の犯人グループのようにSNSを通じて繋がり、メンバーが入れ替わりながら犯罪を行うグループのことを『匿名・流動型犯罪グループ』と呼んでいる。  
『匿名・流動型犯罪グループ』は、
  - ・SNSをチェックし、高額な商品を購入したり、海外旅行に行った等の写真を投稿している裕福と思われる人を探す
  - ・訪問販売や工事業者を装い、資産状況を調査したり、在宅・不在時間を確認する
  - ・SNSや電話で投資や恋愛に興味を持つ人に接近する
  - ・顧客名簿や学校の同窓会名簿入手する等の方法で被害者となるターゲットを探していることから、プライベートや個人情報の流出には注意が必要である。  
さらに、『匿名・流動型犯罪グループ』はターゲットだけでなく実行犯も探しており、
  - ・SNSでアルバイトと称して実行犯を募集する『闇バイト』で、応募者は指

示された内容を実行しても報酬は貰えず、詐欺の実行犯になってしまうことになる。

・『闇バイト』と知らずに応募した者は、自身の個人情報等を登録するため、犯罪グループから自宅や家族に危害を加えると脅されて実行犯に加担させられる場合がある。

・ニセ電話詐欺の被害者に犯罪グループから電話があり、『騙されたお金を返して欲しければ、この家に行ってお金を持ってくるように』等と指示され、生活が苦しい等の理由で、詐欺の被害者だった人が次の詐欺の実行犯に加担してしまう場合がある。

「このように犯罪グループは、人の弱みに付け込んで詐欺の実行犯を支配してニセ電話詐欺を敢行している。」旨の説明があった。

- 委員より、「先日、私の携帯電話に京都府警を名乗る男から電話が架かってきた。私は仕事柄警察官と話をする機会が多いため、声のトーンや話の内容から詐欺ではないかと疑い、話を聞いていたら相手が電話を切断した。+（プラス）から始まる国際電話には応答しないようにしているが、携帯電話番号から架かつてきただけでは、必要な電話かも知れず応答せざるを得ない。このような電話番号の情報を集約し、被害の拡大を防ぐ措置を講じていただきたい。」旨の発言があり、刑事管理官から、「詐欺グループが使用している電話番号は、警察本部の組織犯罪対策課で集約し、使用制限する等の措置を講じている。使用制限を行う場合は、相手の発信番号が表示された通話記録画面を警察官が確認するので、その際は御協力をお願いする。」旨の説明があった。
- 委員より、「ニセ電話詐欺は国際電話から架かってくる場合が多いという報告があつたが、知人の高齢者が『国際電話から電話が架かってこないように手続きをしたいが、どうすればよいか分からない』と言っていた。校区の会合等地域住民が集まる機会を利用して、国際電話利用休止手続きについて説明していただきたい。」旨の発言があり、生活安全管理官から、「国際電話利用休止手続きは警察官が代行することができるのでも、会合等に積極的に参加して、国際電話利用休止制度についての理解と普及を推進したい。」旨の説明があつた。
- 委員より、「『北九州市内の高校生を大麻所持疑いで逮捕』というニュースを見て、若者への蔓延を憂慮している。」旨の発言があり、刑事管理官から、「大麻関連の摘発は、若年層で非常に増加している。以前は薬物と言えば覚醒剤が主流だったが、現在は大麻の検挙者数が覚醒剤を上回り、中、高校生にまで拡大している。SNSやインターネットを通じて手軽に入手できるのもその一因であり、違法性の認識が欠如している場合が多い。今後SNSの監視や中、高校生向けの教育や啓発を強化することが急務である。」旨の説明があつた。
- 委員より、「北九州市では、本年4月1日に犯罪被害者等見舞金制度を創設した。令和8年度の犯罪被害者支援条例制定に向け、現在、検討会や有識者による会議を開催し、既に条例を制定している他市の意見を聴取する等検討を重ねている。今後骨子が決定次第また報告させていただく。」旨の発言があつた。
- 委員より、「暑熱対策について当社の取組を紹介する。工場等の現場では、必要な時にすぐに水分を補給できるようドリンクを常備している。また、従業員の

健康管理対策の一環として、熱中症に関する意識を高めるため産業医による講話を実施した。屋外で活動する営業担当の社員には、ネッククーラー、ハンディファン、日傘のいずれかを支給する等の暑熱対策を行っている。」旨の発言があった。

- 委員より、「最近、『バス会社の運転手がサングラスを着用』というニュースを見た。暑熱対策として、警察官がサングラスを着用するという説明があったが、最近は日差しが強く、目を保護するためにもサングラスの着用に賛成である。市民の理解を得るために積極的な広報をお願いする。」旨の発言があった。
- 委員より、「自宅がある若松区では、以前は暴走族による爆音走行に悩まされたが、最近は減ったように感じる。暴走族の現状についてお尋ねしたい。」旨の発言があり、交通管理官から、「小倉北区では、現在、暴走族グループの把握はないが、一部地域では現在も暴走族グループが多数存在し、北九州市内を走行することも多い。暴走行為を認知した際は、速やかに対応する。」旨の説明があった。
- 委員より、「小倉の街中を夜歩いていると『二次会どうですか』等声を掛けてくる『客引き』が多い。『客引き』に警察はどうのように対応しているのか。」旨の発言があり、生活安全管理官から、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律や福岡県迷惑防止条例により社交飲食店や一部の深夜酒類提供飲食店では、特定の人に対して来店を強く誘導する『客引き』行為は違法とされる。堺町、鍛冶町地区には社交飲食店が多数あり、『客引き』に関する通報も多く警戒を強化している。先日、公共の場所で、不特定の者に対し、接待を伴う飲食をさせる行為の提供について『客引き』をした者を福岡県迷惑行為防止条例違反（客引き）で現行犯逮捕した。
- 一方、魚町、京町地区は居酒屋やバーの『客引き』が多いが、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律や福岡県迷惑防止条例の適用はない。北九州市客引き行為等の適正化に関する条例は、魚町一丁目、二丁目、三丁目、京町二丁目を対象区域に指定し、全ての客引き行為を禁止しており、巡視員が巡回し、違反者への勧告を行っている。」旨の説明があった。
- 委員より、「小倉駅周辺では、目に余る『客引き』行為により多くの市民、観光客が迷惑しているという問題があった。北九州市では、令和4年に施行された北九州市客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、禁止区域を巡視員が巡回しているが、『客引き』の行為者も巧妙であり、対策が不十分な点も認識している。
- 今後、防犯カメラの設置や巡視員の配置を工夫する等対策の強化を検討している。」旨の発言があった。

## 【閉会】

以上で令和7年度第2回小倉北警察署協議会を閉会する。